

令和6年度第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）申込書（在学採用） 記入要領

*記入もれや添付書類の不備がないよう注意してください。

*申込書以外の各様式は、「貸与奨学金案内」の説明を読んで記入してください。

1 本人欄

《国内住民票住所》

「返還誓約書」に印字される住所であるため、住民票住所と同一である必要があります。海外に転出している場合は、国内の最終住所のある市区町村役場で発行される住民票の「除票」と同一の住所を記入してください。

《在留資格》

外国籍の方は、在留資格を記入してください。日本国籍の場合は未記入で結構です。

2 奨学金申込情報欄

《貸与始期》

貸与始期は原則「申込月から」になりますので、申込月を記入してください。ただし、希望により申込月から遡って貸与を開始することや、申込月より後の月から貸与を開始することもできます。この場合は、以下の点に注意してください。

【申込月より遡って貸与開始を希望する場合】

2024年4月を限度として、海外留学支援制度による支給開始月以降に遡及して貸与開始が可能です。

例：申込月が6月の場合であっても、海外留学支援制度の支給開始月が4月であれば遡及して4月分からの貸与開始が可能。

※初回振込月に遡及月からの分がまとめて振り込まれます。

※遡及月からの期間内に休学期間や留年期間がある場合、または成績証明書により成績不良であることが明らかな期間は貸与対象外になります。

【申込月より後の貸与開始を希望する場合】

希望により申込月から3か月以内の月の範囲で貸与開始が可能です。ただし、2025年4月以降の月を貸与始期とすることはできません。

例：申込月が6月の場合は、9月からの貸与開始が可能。

申込月が2024年12月の場合、2025年3月までの範囲内で貸与開始が可能。

《貸与終期》

貸与終期は、海外留学支援制度の給付終了年月を記入してください。

貸与期間について

- ・給付期間に変更が生じた場合は、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与期間も変更となります（所定の手続きが必要です）。
- ・海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を辞退する場合は、併せて、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の辞退手続きが必要となります。
- ・海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付を受けている人が、第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）を途中で辞退することは可能です。
- ・万一、給付期間外に第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）が振り込まれた場合は、振込超過分の奨学金を速やかに返戻していただきます。

《本課程入学年月》

海外在学学校の本課程に入学した年月を記入してください。

《希望貸与月額》

2つの選択肢から、貸与終了後における総返還額の返還計画を考えた上で、適切な貸与月額を選択してください。

なお、毎月の振込額は、貸与月額から機関保証料月額を差し引かれた金額となります。

機関保証制度については、「貸与奨学金案内」の23～24ページ「資料2 第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の保証制度の仕組み」及び「資料3 保証料（目安）」を参照してください。

《入学時特別増額貸与奨学金》

入学時特別増額貸与奨学金は、貸与始期（貸与開始年月）と入学年月が一致する場合にのみ申込可能です。貸与始期と入学年月が異なる場合は申込できませんので、「希望しない」に○をつけてください。

また、家計審査の結果によっては、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」への申込手続きが必要となる場合があります。手続きが必要な場合は、機構海外貸与係から国内連絡者宛てに連絡します。

《入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法》

入学時特別増額貸与奨学金の利率の算定方法については、「貸与奨学金案内」の9ページ「6. 入学時特別増額貸与奨学金の利率と利子」を参照の上、「利率固定方式」か「利率見直し方式」のいずれか一方を選択してください。

《返還方式》

奨学金の返還方式については、「貸与奨学金案内」の10～11ページ「7. 返還期間・返還額と返還方式」を参照の上、「所得連動返還方式」か「定額返還方式」のいずれか一方を選択してください。

3 履歴情報欄

これまでに、日本学生支援機構又は日本育英会の奨学金の貸与・給付を受けたことがある（受けている）人は、すべての奨学生番号を記入してください（都道府県等の奨学金は除く）。再貸与については「募集要項」1 ページの「1. 申込資格（4）」を参照してください。

4 連帯保証人・保証人欄

《連帯保証人》原則として、父又は母のいずれかです。

《保証人》原則として、おじ・おば・兄弟姉妹等（4親等内の親族で、本人及び連帯保証人と別生計の人）

第一種奨学金（海外大学院学位取得型対象）の貸与を受ける際には、機関保証制度に加入するとともに、人的保証も必要となります。「貸与奨学金案内」7 ページの選任条件をよく読み、条件に合致する人を選任してください。

ご記入いただいた連帯保証人・保証人の情報は、採用後にご提出いただく「返還誓約書」にそのまま印字されます。返還誓約書上での訂正が生じないよう、正確な情報をご記入ください。なお、住所は「国内住民票住所」（海外に転出している場合は「除票」の住所）を記入してください。

採用後にご提出いただく「返還誓約書」には、連帯保証人・保証人の自署・押印及びそれぞれの印鑑登録証明書の提出が必要です。その時になって断られることがないよう、連帯保証人と保証人の承諾を得た上で、申込者本人がもれなく記入してください。

5 収入状況欄

【様式F】「収入計算書」（「貸与奨学金案内」に挟み込まれています）の記入内容のとおりに、記入します。「収入計算書」に記入した内容と相違がある場合、不備となりますので、留意してください。

※「収入計算書」の記入方法及び収入証明書については、「貸与奨学金案内」29 ページの「5. 収入に関する証明書類の提出一覧及び『収入計算書』」を参照してください。

6 家庭事情欄

奨学金の貸与を希望するに至った家庭事情は、申込者本人が 200 字以内で詳細に記入してください。災害・震災等、被災したことがある人は、家庭事情欄にその旨を記入してください。また、国費留学、国費に準ずる奨学金を申請している場合は、その名称も記入してください。

申込書類の訂正方法

記入を間違えた場合は、必ず訂正箇所^①に二重線を引き（修正液・修正テープ等使用不可）、余白に正しい情報を記入し直してください。